

学校法人大阪青山学園 利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪青山学園における利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、産官学連携の健全な推進と、本学及び本学教職員（以下「教職員等」という。）が産官学連携活動に取り組むための環境整備に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 「教職員等」とは、学校法人大阪青山学園組織規程に規定する職員をいう。
- (2) 「機関」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、株式会社その他の企業・団体等をいう。
- (3) 「民間」とは、国、地方公共団体、独立行政法人及び学校法人を除く株式会社その他の企業・団体等をいう。
- (4) 「産学官連携活動」とは、共同研究、受託研究、実施許諾、コンソーシアム、技術研修・指導、委員等の受任、依頼出張、共同研究員・受託研究員等の受入れ、研究助成金・寄附金受入れ、依頼試験・分析等に係る活動をいう。
- (5) 「利益相反」とは、職員が、産学官連携活動に伴い、機関又は民間から得る経済的利益と教育、研究、社会貢献等を使命とする職員としての責務とが、相反している状態にあることをいう。
- (6) 「機関からの経済的利益」とは、企業からの経済的利益又は本学が教職員等の産学官連携活動に伴い機関から受ける共同研究経費、受託研究経費、研究助成金、寄付金等の金銭的価値のあるものの合計額をいう。
- (7) 「民間からの経済的利益」とは、教職員等が民間から受ける給与、謝金、原稿料、エクイティ等をいう。
- (8) 「エクイティ」とは、公開・未公開を問わず、株式、新株予約権等をいう。
- (9) 「利益相反マネジメント」とは、職員の産学官連携に係る利益相反を克服し、本学及び教職員等が公正、かつ、効率的に業務を実行するための諸管理をいう。

(利益相反マネジメントの対象者)

第3条 利益相反マネジメントの対象者は、教職員等とする。ただし、第6条に規定する研究委員会（以下「委員会」という。）が指定する者を対象に加えることができる。

(対象事象)

第4条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、次のとおりとする。

- (1) 学外機関での役員、顧問等の兼業活動で、同一機関から一定額以上の金銭の供与を受ける場合。ただし、診療活動は除く。
 - (2) 学外の同一機関から一定額以上の報酬、給与、原稿料、講演謝礼、ロイヤリティ収入、物品の贈与等を得る場合。ただし、診療報酬を除く。
 - (3) 同一機関から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約及び受益権等を取得する場合
 - (4) 教職員等が自ら関わる知的財産権の学外機関等への譲渡及び実施許諾によって一定額以上の金銭の供与を受ける場合
 - (5) 本人と生計を一にする配偶者及び一親等の親族が第1号から前号までに該当する場合
 - (6) 産官学連携活動にかかわる公的助成金受入れや民間からの受託研究及び奨学寄附金の受入れ又は共同研究を行う場合
 - (7) 産官学連携活動にかかわる学外機関からの研究員等を受入れる場合
- 2 前項各号以外に、委員会が対象事象と認めた場合

(教職員の責務)

第5条 教職員等は前条に規定された利益相反マネジメントの対象事象に該当する場合は、速やかに委員会に自己申告を行うものとする。

- 2 教職員等は前条に規定された利益相反マネジメントの対象事象に該当するか判断できない場合、速やかに第11条に規定する利益相反マネジメント・アドバイザーに相談するものとする。
- 3 前条第1項第6号及び第7号に該当するもののうち、第1号から第5号までのいずれにも該当しないものについては、本学所定の承認申請書を大学に提出することで自己申告とみなす。
- 4 委員会委員長が特に問題がないと判断した場合は、委員会には報告事項とすることができる。
- 5 委員会が、自己申告の必要あると判断したときは、教職員等に利益相反に関する申告を行わせることができるものとする。
- 6 教職員等は委員会の要請等に協力するものとする。

(研究委員会)

第6条 利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反に関する具体的事項を審議する機関として、委員会を置く。

- 2 委員会は学長を委員長とし、教職員等の中から数名を委員会委員（以下「委員」という。）として委嘱する。
- 3 委員は、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントのための調査及び相談に関する事項
- (2) 利益相反に関する個別案件の審議及び勧告に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントに関する外部への説明責任に関する事項
- (4) その他利益相反マネジメントに関する重要事項

(利益相反マネジメントのための調査及び相談)

第8条 前条第1項の調査及び相談は、教職員等からの自己申告書等の提出及び第13条に規定する相談により実施する。

- 2 前項の調査及び相談の具体的な実施方法及び自己申告書の様式については、委員会が別に定める。
- 3 委員会は必要に応じて、教職員等への事情聴取等を実施することができる。

(審議、勧告等の手続)

第9条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、教職員等の利益相反に関する事実関係を確認し、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議決定する。

- 2 委員会は、前項の審議を行う際に、当該教職員等が事前に第12条に規定するアドバイザーへの相談を行っている場合で、かつ、アドバイザーの助言・指導に基づいて、当該教職員等が行動した場合は、当該助言・指導の内容を十分に勘案した上で審議しなければならない。
- 3 委員会は、審議の結果について本学理事長に報告し、承認を受ける。
- 4 委員会は、前項の理事長の承認の後、必要と認められる場合には、関係する教職員等に対して審議結果を通知し、利益相反に関する事実関係を改善すべき旨を勧告する。
- 5 前項の通知を受けた教職員等は、委員会の審議結果に異議がある場合には、委員会の委員長（以下「委員長」という。）に対して再度審議を求めることができる。この場合において、委員会は再度審議を行い、その結果を当該教職員等に通知する。
- 6 委員会は、第1項の審議において、今後の状況を追跡調査した上で最終決定を行う必要があると認めた場合には、当該教職員等の利益相反に関する事実関係について継続的に調査を行う。
- 7 委員会は、第4項の勧告がなされた場合には、その改善及び遵守状況について調査を行う。

(利益相反の事務)

第10条 利益相反に関する事務は、事務局が行う。

- 2 教職員等から提出された自己申告書等の利益相反に関する情報は、その個人情報が入部漏洩することのないよう、本学個人情報保護規程の定めるところにより、厳重に保管・管理する。

(利益相反マネジメント・アドバイザー)

第11条 利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反マネジメント・アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を置くことができる。

- 2 アドバイザーは、委員会の指示に従い対応するものとする。
- 3 アドバイザーは、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(アドバイザーの業務)

第12条 アドバイザーは、利益相反マネジメントに関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第7条に規定する自己申告書等の内容審査、教職員等からの利益相反に関する相談への対応及び教職員等への事情聴取等の実施
- (2) その他委員会が指示した業務

(アドバイザーの委嘱・任期)

第13条 アドバイザーは、理事長が委嘱する。

- 2 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザーへの相談と委員会の審議)

第14条 教職員等は、利益相反の可能性があると思われる場合は、速やかにアドバイザーに相談するものとする。

- 2 前項の相談は事務局で受け付け、遅滞なくアドバイザーに問題提起の内容を報告する。
- 3 アドバイザーが前項の相談内容について委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会において審議するものとする。
- 4 委員会は、前項の審議の結果、利益相反に関する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、学校法人大阪青山学園における公的研究費取扱規程及び科学研究費補助金の取扱いに関する要綱の定めるところにより、関係部署と協議の上、結果について本学理事長に報告し、承認を受け、然るべき改善を勧告する。

(研修・啓発活動)

第15条 委員会は、利益相反マネジメントの啓発のために、教職員等に対し随時研修等を開催する。

附 則

この規程は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。